



国民健康保険からのお知らせ

日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて、加入者の皆さまがお金を出し合って医療費などに充てる助け合いの制度です。皆さまに納めていただく令和7年度の国保税は以下ようになります。

1 国保税の最高限度額が変わります。

地方税法施行令の改正により、「医療分」の最高限度額が65万円から66万円に、「後期高齢者支援金分」の最高限度額が24万円から26万円に引き上げになります。なお、「介護分」に変更はありません。

令和7年度 国保税率（最高限度額以外の変更はありません）

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳～64歳)
所 得 割 額	6.4 %	2.2 %	2.0 %
均等割額（1人当たり）	24,200 円	7,400 円	9,400 円
平等割額（1世帯当たり）	21,400 円	5,800 円	6,100 円
最 高 限 度 額	660,000 円	260,000 円	170,000 円

2 均等割額と平等割額の軽減判定基準について

均等割額と平等割額については、判定基準に応じて7割・5割・2割を軽減します。

判 定 所 得	判 定 基 準	軽減割合
世帯主及び世帯に属する 国保加入者の 前年の所得の合計	43万円 +10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1] (※2) 以下の世帯	7割
	43万円 + 30.5万円 × 国保加入者数 +10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1] (※2) 以下の世帯	5割
	43万円 + 56万円 × 国保加入者数 +10万円 × [給与所得者等の数(※1) - 1] (※2) 以下の世帯	2割

※1 給与所得者等の要件：給与収入が55万円超または公的年金等の収入が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超であること。

※2 給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円 × [給与所得者等の数 - 1] が加算されます。

- 世帯主及び国保加入者で未申告者がいる場合は軽減になりませんので、軽減の適用には所得の申告が必要です。
- 国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）の所得を含めます。
- 国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めます。

未就学児に係る均等割額の軽減制度について

未就学児（当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の被保険者は、均等割額が5割軽減されます。所得が判定基準以下の軽減が適用されている場合には、当該軽減後、さらに5割軽減されます。

3 国保脱退の手続きはお済みですか。

すでにお勤め先の社会保険等に参加されているにもかかわらず、国保の納税通知書や「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が届いた人は、国保を脱退する手続きがお済みでない場合があります。手続きをされませんと社保・国保に二重に加入している状態になってしまいます。まだお済みでない場合には、社保・国保の両方の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」とマイナンバーカード（もしくは「マイナンバーがわかるもの」と「身分を証明するもの」）をご持参のうえ、手続きをしてください。

4 非自発的に失業した人の国保税の軽減について

倒産、解雇や雇い止め等により失業した人を対象に国保税を一定期間軽減する制度があります。軽減の適用には申告が必要です。

(1) 対象者（以下の全てに当てはまり、軽減申告をした人）

- ①雇用保険の特定受給資格者（離職理由コード：11, 12, 21, 22, 31, 32）
又は特定理由離職者（離職理由コード：23, 33, 34）の対象者
- ②離職時点で 65 歳未満

(2) 軽減の内容

対象者の前年給与所得を 30 / 100 として国保税を算定します。

※前年給与所得が少ない場合は、税額が変わらないことがあります。

(3) 軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

※軽減対象期間内に国保を脱退し、再加入した場合、再度国保税の軽減を受けられることがあります。

(4) 申告の方法

雇用保険受給資格者証(コピー不可)、マイナンバーカード(もしくは「マイナンバーがわかるもの」と「身分を証明するもの」)をご持参のうえ、申告してください。

※雇用保険受給資格者証が(仮)の場合は申告できません。

5 子ども・子育て支援金制度について(令和 8 年度開始)

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立により、少子化対策を抜本的に強化するための費用に充てるため、子ども・子育て支援金を拠出する新しい制度が創設されます。この制度により、令和 8 年度から国保、後期高齢者医療制度や社会保険等の保険税及び保険料に子ども・子育て支援納付金が新たに加わります。

6 国保税の減免について

災害等で財産に大きな損害が生じたとき、本人や同居の親族が病気や負傷等を理由に生活が著しく困難となったときなどに、預貯金等の資産を活用しても国保税を納付できないときは、申請により国保税の減免を受けられる場合があります。また、世帯主が東日本大震災により被災された場合、世帯主が生活保護を受給している場合、世帯の国保加入者に在監者がいる場合、申請により国保税が減免される制度がありますので、ご相談ください。原則として申請書の提出期限は、各納期限までです。納期限を過ぎた期別の税額や納付済みの税額は減免することができません。

7 便利で安心な口座振替をご利用ください。

「金融機関やコンビニに行けない」「納期を忘れてしまいそう」などの人には、口座振替がお勧めです。口座振替は振替手数料も無料で、納め忘れを防ぐ便利な方法です。

お申し込みには、ご自身の口座のある金融機関等に預金通帳、印かん(通帳届出印)をご持参ください。高崎市内の金融機関等の窓口に応用紙が用意してありますので、ご記入のうえ、お申し込みください。

8 国保税を納めるのが遅れた場合

国保税を滞納した場合、次のような措置が講じられます。

- (1) 督促が行われ、延滞金を徴収する場合があります。督促から 10 日経過した日までに完納されないときは、財産の差押え等の処分を受けることがあります。
- (2) 特別な事情がなく、納期限から 1 年を過ぎると、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知をお送りし、医療費をいったん全額負担する特別療養費の支給対象者向けの「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付します。

国保税についてお問い合わせ先・申告書の提出先

高崎市役所保険年金課資格賦課担当 027-321-1235

倉渕支所市民福祉課 027-378-4526
群馬支所市民福祉課 027-373-2368
榛名支所市民福祉課 027-374-5116

箕郷支所市民福祉課 027-371-9054
新町支所市民福祉課 0274-42-1237
吉井支所市民福祉課 027-387-3132